

「檜葉町勢振興計画策定業務」に係る企画提案書選定委員会設置要綱

(名称)

第1条 この委員会は、「檜葉町勢振興計画策定業務」に係る企画提案書選定委員会（以下「選定委員会」という。）と称する。

(設置目的)

第2条 この選定委員会は、「檜葉町勢振興計画策定業務」に係る企画提案書について、企画力、創造性、専門性等を審査し、選定することを目的に設置する。

(所掌事務)

第3条 選定委員会は、「檜葉町勢振興計画策定業務」に係る企画提案書選定に関する次の事項について審議し、経過及び選考結果を町長に報告する。

- (1) 企画提案書の審査及びヒアリング
- (2) 企画提案内容の評価及び委託業者の特定
- (3) その他必要と認める事項

(組織)

第4条 選定委員会は、委員10人以内で組織し、町長が任命する。

2 委員は、次に掲げる者とする。

総務課長
復興推進課長
政策広報室長
くらし安全対策課長
建設課長
産業振興課長
新産業創造室長
住民福祉課長
教育総務課長
こども園長

(委員長)

第5条 選定委員会に委員長を置き、総務課長を以ってこれに充てる。

- 2 委員長は選定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故等があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 選定委員会の会議は、委員長が召集する。

- 2 選定委員会の議長は、委員長がこれにあたる。
- 3 選定委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。

(意見等の聴取)

第7条 委員長は、必要があるときは、選定委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 選定委員会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第8条 選定委員会の庶務を処理するため、事務局を檜葉町企画課に設置する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、平成 21 年 5 月 8 日から施行する。

この訓令は、令和元年 10 月 1 日から施行する。